【ポスター発表】

ベストな選択に向けての養子縁組 ーブリティッシュコロンビア州認定養子縁組機関の実践

○ 文京学院大学 氏名 森 和子 (004390)

キーワード:養子縁組、子どもの最善の利益、認定養子縁組機関

1. 研究目的

欧米では児童の発達の観点からも、乳幼児期の継続した愛着関係の形成が重要であり、児童は可能な限り家庭的環境の中で養育されることが最も望ましいと考えられ里親養育や養子縁組が推進されている。パーマネンシーの保障は、児童の成育史における連続性の感覚を養い、青年に向けてのアイデンティティの形成過程の原動力(Kroger, 2000)となり、その後の自立の基盤となる重要なものである。児童福祉サービスの中でも養子縁組制度は、実親に代わって血縁を超えて子どものパーマネンシーを保証する制度であることに意義がある。そこでカナダにおける養子縁組システムから子どもの最善の利益に向けての養子縁組の相談支援のあり方に注目した。わが国では、子どもの最善の利益を第一に考慮した養子縁組の手続きに関する法的規定や、行政手続きを明確にした公式文書は存在しない。本研究では、養子縁組を支えるサービスにおいて重要な役割を担うBC州認定養子縁組機関を訪問調査することにより、わが国の養子縁組相談支援への示唆を得ることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本調査では、カナダバンクーバーの BC 州認定養子縁組機関 2 か所を訪問し、インタビュー調査と資料の収集を行った.調査結果は、BC 州の養子縁組サービスの概略を資料とインタビューにより得た情報をもとにまとめた.次に、BC 州認定養子縁組機関での調査により明らかになった養子縁組の手続きや養子縁組後の支援について、実親・子どもに対する相談支援、養親に対する相談支援、養子縁組機関事業のあり方の視点から分析した.

3. 倫理的配慮

研究目的、方法などを調査協力者に説明した上で、同意を得た。調査に関しては、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守して行った。インタビュー調査は、調査対象者・地域・団体等の匿名性を守り、質問の文言には、対象者の人権やプライバシーの保護を配慮して行った。

4. 研究結果

結果として、3点の考察が導き出された。

①実親への尊重とベストな選択のための相談支援

BC 州の望まない妊娠をして子どもの養育や経済的な問題で悩んでいる実親に対して自分で育てる場合の可能な限りの情報提供をする. BC 州では長年にわたり,子どもが実親家庭に留まるために必要な援助システムをさまざまな側面から構築してきている. そのため

可能な情報提供や環境、社会資源等を紹介して、養育できる可能性を探った上での子どもの最善の利益となるような実母の選択に向けての相談支援のあり方が検討されている.

②実親を含めた開放的養子縁組家族への相談支援

児童の出自に対してオープンな関係性の中で成長することが子どもにとって最善の利益になるという信念から、実親が子どものためにベストの養親を選び、実親が望み養親も同意する交流のレベルをもちながら長期的に子どもの成育を見守っていけるような養親家族の姿があった。養子縁組機関が、実親と一緒に会える機会を準備調整するという役割を担うことで養親も安心して円滑な実親との交流を持ちつつ家庭生活を営んでいると推察された。

③ベストな選択に向け法律により規定された認定養子縁組機関事業

実践の中から生じた課題を改善するために改正を重ねた養子縁組法や養子縁組機関施行規則,養子縁組費用施行規則により養子縁組相談支援の具体的なガイドラインが示されている。それに従って養子縁組機関は相談支援を行っているため,4 ケ所ある養子縁組機関による実親や養親の教育,養子縁組後のサービスのバラつきを防ぐことができ高い相談支援の質が保障されていることが明らかになった。養子縁組にかかる費用も養子縁組費用施行規則により規定されており、変更があった場合は子ども家庭省に届け出て承認を受ける。日本の費用の平均と比較しても BC 州ではより高い費用がかかるが、子育て支援サービスでの手当や税控除など手厚く行われていた。実親に関しての詳細な記録を残すように、養子縁組法でも規定され、認定養子縁組機関はその規定に従って指導することにより、どの機関も同等な質が担保されていた。

5. 考察

わが国においても養子縁組相談の手順や内容、質、費用等に関して、相談支援の質を保障するためにも、養子縁組機関事業の養子縁組あっせんに関する法律や施行規則の法的根拠に基づいたガイドラインの作成が急務であることが示された。厚生労働省の「養子縁組あっせん事業の指導について」の中で、実親が自ら養育することのできる可能性を考慮するよう指摘されているが、その前段階での軽視されがちな実親の人権の尊重と子どもの最善の利益となるような選択に向けての相談支援のあり方の検討すべきであろう。また、養子の健康なアイデンティティの形成のためにも、実親を肯定的に理解できるような記録の取り方と資料の永年保存が求められる。養子や実親が将来的に再会することも見据え、当事者が情報にアクセスできるよう特定の機関での養子縁組相談支援が整えられ、長期間にわたって実親、養子、養親の人生を支えるシステム作りの必要性が示唆された。

本研究は、27 年度厚生労働科学研究(政策科学推進研究事業)「国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究」(主任研究者林浩康)の一部である。